文部科学省国立研究開発法人審議会 宇宙航空研究開発機構部会運営規則

令和2年8月5日改正 平成 27 年7月9日決定 文部科学省国立研究開発法人審議会 宇宙航空研究開発機構部会

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則(平成二十七年五月一五日文部 科学省国立研究開発法人審議会決定)第五条第六項の規定に基づき、文部科学省 国立研究開発法人審議会宇宙航空研究開発機構部会運営規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 文部科学省国立研究開発法人審議会宇宙航空研究開発機構部会(以下「部会」という。)の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会令及び文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書面による議決)

- 第二条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

(Web会議システムの利用)

- 第二条の二 部会長が必要と認めるときは、委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、Web 会議システム(映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。)を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムを利用した委員等の出席は、文部科学省国立研究開発法 人審議会令第六条第三項の規定による出席者に含めるものとする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員等は、音声が送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。

4 Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で、情報セキュリティに十分配慮した上で行わなければならない。

なお、文部科学省国立研究開発法人審議会宇宙航空研究開発機構部会 運営規則第四条第一項により会議が非公開で行われる場合は、委員等以外 の者にWeb 会議システムを利用させてはならない。

(議決権の特例)

- 第三条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の役職員(委託研究等により当該国立研究開発法人と密接な関係を有する場合を含み、競争的資金により雇用されている場合を除く。)は、当該国立研究開発法人に係る評価に関する意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。
- 2 部会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人の評価に係る意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。
- 3 部会が別に定めるところにより、外国人である委員及び議事に関係のある臨時委員は、当該国立研究開発法人に係る審議事項についての全部または一部についての議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

- 第四条 部会の会議は、公開して行う。ただし、部会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。
- 2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し 必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、部会の決定の日(平成二十七年七月九日)から施行する。
 - 附則
- 1 この規則は、部会の決定の日(令和二年八月五日)から施行する。

参考資料1-1